

特定個人情報保護委員会（第33回）議事概要

- 1 日時：平成26年11月18日（火）16：00～17：00
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、手塚委員
其田事務局長、松元総務課長
- 4 議事の概要
 - (1) 議題1：情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務全項目評価書の概要説明について

特定個人情報保護委員会議事運営規程第8条の規定により、総務省及び内閣官房の職員が会議に出席した。

総務省及び内閣官房から情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務の全項目評価書の概要について説明があった。

手塚委員から「情報提供ネットワークシステムでは、特定個人情報である各種符号を生成するが、符号の生成目的や使用目的について評価書において明確に記載しているか」という旨の発言があった。これに対し内閣官房から「個人情報の分散管理を実現するため、情報提供ネットワークシステムにおいては情報連携の媒介のみを行うこととし、また個人の特定については個人番号を用いず、符号を用いることとしている。この詳細について評価書に記載している」という旨の発言があった。

手塚委員から「情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行う際、情報提供は、コアシステムを介さず、インターフェイスシステムを介して行われることとなっているが、その内容が番号法第21条第2項で認められた範囲を超えて行われないようにするための対策をどのように講じているか」という旨の発言があった。これに対し内閣官房から「情報連携において情報提供者が番号法で認められる特定個人情報のみを提供することができるよう適切なアクセスコントロールをする。具体的には、情報照会者が情報照会許可依頼を行ったときに、コアシステムにおいて番号法で認められた範囲かどうか確認した上で提供許可証を発行する手続があり、その許可証を添付した形で正式な情報照会依頼を行うため、番号法で認められた範囲の情報連携だけができることを担保している」という旨の発言があった。

阿部委員から「番号法第23条に基づき情報提供等の記録を適切に保存する際、情報提供等記録用符号を生成し、情報提供等の記録と共に情報提供等記録ファイルに保管することとしているが、保管期間の経過後の取扱いについて、どのような方法で消去するのか」という旨の発言があった。これ

に対し総務省から「保管期間経過後の情報提供等の記録の取扱いは、システム的に一括して漏れなく消去する機能を備える予定である」という旨の発言があった。

阿部委員から「情報提供ネットワークシステムにおいて保有することとなる特定個人情報ファイルの取扱いについて、職員が不正に使用したり、記録内容を改ざんしたりすることに対するリスク対策は、どのように講じていくのか」という旨の発言があった。これに対し内閣官房から「特定個人情報ファイルについては、職員、利用者が不正に閲覧、更新できないよう適切にアクセス制御を行うこととしている。また、その情報資産の重要度に応じた認証方式を選択するように設計している。さらに、許可されていない媒体接続や外部媒体への書出しをシステム的に禁止している。システムへのアクセスログは、操作のログを含めて記録し、不正とみられる操作があった場合には、その操作した個人を特定できるようにする。なお、情報提供等記録については電子署名の付与を行い、改ざんが検出できるような仕組みにしている」という旨の発言があった。

堀部委員長から「情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報ファイルの取扱いについては、原則として再委託は行わないこととしているが、仮に、再委託を行うこととなった場合はどのような対策を講ずる予定か。再委託先において特定個人情報ファイルが適切に取り扱われるような事務手続等についての検討状況を説明いただきたい」という旨の発言があった。これに対し総務省から「原則として再委託は行わないこととしているが、再委託を行う場合については、総務大臣は委託先から再委託に係る履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先との秘密保持に関する契約の締結、再委託先における安全管理措置等を確認していくとともに、決裁等の必要な手順も適切に定めることとする」という旨の発言があった。

堀部委員長から「情報提供ネットワークシステムでは、外部からの不正アクセスや連携用符号等の特定個人情報の漏えいに対して、具体的にどのような防止策が講じられているか」という旨の発言があった。これに対し内閣官房から「外部からの不正アクセスの防止対策としては、まずL G W A Nや政府共通ネットワークを使用し、接続するネットワークそのものを制限する。またファイアウォール等による不正通信の保護等も行う。そして、ネットワークを介した侵入検知や保護等を行うことができる侵入検知システム、侵入保護システムを設定し、不正侵入の検知、遮断を行う。これらの対策により外部からの不正アクセスの防止に努めていく。情報漏えいの対策としては、職員、利用者のI Cカードや生体認証によりアクセス制限を行い、許可されていないU S B等の媒体接続を禁止し、また、許可されていない外部

媒体への書出しを禁止するという運用になっている。マルウェア対策や、特定個人情報についてログの取得、保存を行い、情報漏えいを防止していくこととしている」という旨の発言があった。

(2) 議題 2 : その他について

地方公共団体の特定個人情報保護評価の実施見込みについて、資料に基づき事務局から説明があった。阿部委員から「基礎項目評価が義務付けられる事務について任意でしきい値判断より上位の重点項目評価や全項目評価を実施するとの回答が多くあり、特に市区町村が前向きに検討しているのは良いことである。一方、準備が進んでいない評価実施機関に対しては総務省と相談しつつ個別に対応していく必要がある」という旨の発言があった。これに対し事務局から「検討が遅れていると考えられる自治体については、総務省と調整しながら対応していきたい」という旨の発言があった。資料について地方公共団体に提供することとなった。

事務局から第 25 回委員会の議事概要案について説明があった。原案のとおり了承され、ホームページに掲載することとなった。

以上